

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

広島市長

提出者

住所 広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号

氏名 マツダ株式会社
代表取締役社長 丸本 明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (代表) 082-282-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マツダ株式会社 本社工場
事業場の所在地	広島市南区小磯町174番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）
②事業の規模	製造品出荷額 15,408億円（令和3年）
③従業員数	18,882名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2-1のとおり

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年度)実績量
計画:今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

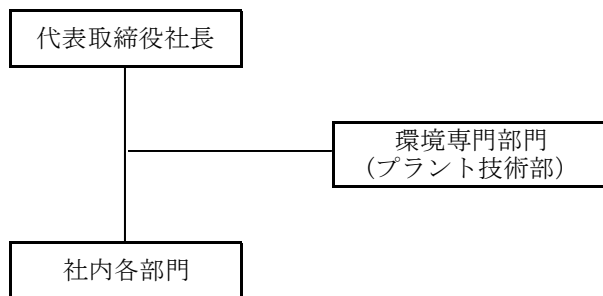
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	1133	1,287	0	0	0	0	0	0	0	0	1133	1,287	645	733	524	595	0	0	609	692
廃油	265	265	0	0	0	0	0	0	0	0	265	265	265	265	124	124	0	0	141	141
廃酸	235	235	0	0	0	0	0	0	0	0	235	235	0	0	235	235	0	0	0	0
廃アルカリ	168	168	0	0	0	0	0	0	0	0	168	168	168	168	81	81	0	0	87	87
廃プラスチック類	1877	2,132	0	0	0	0	0	0	0	0	1877	2,132	1601	1,819	866	984	0	0	1011	1,148
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	2977	3,382	0	0	0	0	0	0	0	0	2977	3,382	0	0	2977	3,382	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	1499	1,703	0	0	0	0	0	0	0	0	1499	1,703	4	5	1499	1,703	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	16	16	19	19	0	0	0	0
鉱さい	6624	7,524	0	0	0	0	0	0	0	0	6624	7,524	200	227	6624	7,524	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14797	16,714	0	0	0	0	0	0	0	0	14797	16,714	2899	3,232	12949	14,646	0	0	1848	2,068

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理組織図)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 塗料カスの含水率改善による排出量の削減 / 廃プラスチック類に含まれる有価資源を取り除き、産業廃棄物としての排出量削減
②計画	(今後実施する予定の取組) 排出元での分別を強化し、有価物の混入を防ぐことで廃棄物の排出を抑制する。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、木くず等各廃棄物集積場にて種類ごとに分別。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 教育による社員の意識向上を図り排出不良を低減する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、埋立処分を実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も埋立処分を実施する計画はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 委託先の現地確認を計画的に行う。また、優良認定処理業者への委託も検討する。

別紙2-1 産業廃棄物の一連の処理の工程

